留萌振興局告示第３６号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和２年北海道規則第94号）第5条第1項の小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（ほっきがい及びえぞばかがい）について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和8年3月31日

北海道知事　鈴 木 直 道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備　　考
(1)漁業種類	(2)操業海域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（ほっきがい及びえぞばかがい）	留海共第１１号共同漁業権区域（留萌・臼谷地区）	７月１６日から翌年５月１５日までのうち、操業区域に係る当該漁業の漁業権又は組合員行使規則の有する期間	２隻	１０トン未満	ア　留萌振興局管内（天塩郡幌延町を含む。）に住所を有する者。 イ　操業区域に係る当該漁業の漁業権又は組合員行使権を有する者。	令和８年５月１５日から令和９年４月１５日まで	１．　許可の有効期間は、令和８年７月１６日以前の許可は、令和８年７月１６日から令和９年７月１５日まで、令和８年７月１７日以降の許可は、許可の日から令和９年７月１５日までとする。 ２．　起業の認可の有効期間は、令和８年７月１６日以前の許可は、令和８年７月１６日から令和９年１月１５日まで、令和８年７月１６日以降の認可は、認可の日から6カ月又は令和９年７月１５日のいずれか早い日までとする。 ３．　申請書の提出先は、留萌振興局産業振興部水産課とする。 ４．　許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （１）　暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない理由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、留萌振興局長に報告しなければならない。 （２）　ほっきがい及びえぞばかがい以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 （３）　なまこ及びあわびが採捕された場合は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 （４）　知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 （５）　日没から日の出までの間は、操業してはならない。
	留海共第１３号共同漁業権区域（鬼鹿地区）	同上	２隻	同上	同上		
	留海共第１７号共同漁業権区域（羽幌地区）	同上	２隻	同上	同上		
	留海共第１９号共同漁業権区域（初山別地区）	同上	２隻	同上	同上		
	留海共第２１号共同漁業権区域（遠別地区）	同上	１５隻	同上	同上		
	留海共第２３号共同漁業権区域（天塩地区）	同上	２５隻	同上	同上		